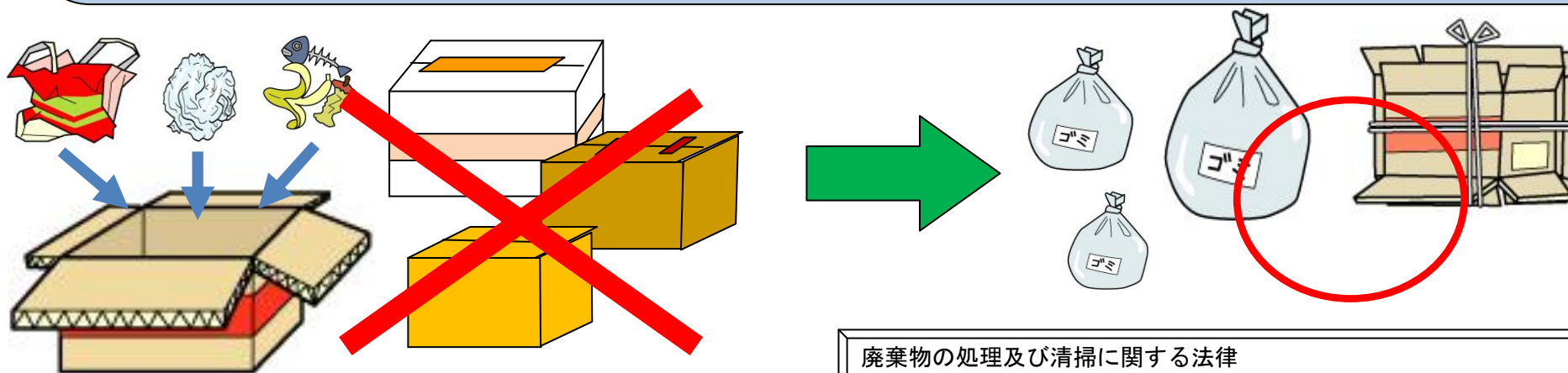


燃えるごみをダンボールに入れて出さないでください。



- ◆ ダンボール箱が、ごみの投入口につまります。
- ◆ **ダンボールは、資源ごみ**です。
(焼却ごみでは、ありません。)
- ◆ 燃えるごみはビニール袋に入れて、ダンボールは折りたたんで出してください。

ごみの減量にご協力をお願いします！

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律に定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。